

# ほどよい田舎、 茨城町に移住してみませんか

## ～ 茨城町就業者移住支援金のご案内 ～

就業者が茨城町へ移住する際の負担を軽減するため、  
転入後1年以内の方に、移住支援金を交付します。



世帯  
**20**万円

単身  
**10**万円

### ●申請期限 令和9年1月29日（金）

※予算額に達した時点で受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

### ●対象者

次のすべての要件に当てはまる方

- (1) 転入日から3年以上、生活の本拠地として、町内に継続して居住する意思があること。
- (2) 申請時において転入後1年以内であること。
- (3) 転入日より前の1年間、町に住民登録されていないこと。
- (4) 転入日時点で、就業者（町内の事業所で雇用されている者又は内定等の就業の見込みを有する者。雇用のほか起業・就農等を含む。）であること。  
世帯の場合は、世帯員の中に就業者がいること。
- (5) 出張、研修等による短期間の勤務地の変更ではないこと。

※上記は主な要件です。その他交付要件の詳細につきましては、町ホームページで確認するか、事前にお問い合わせください。

お問い合わせ・申請先 茨城町 町長公室 地域政策課 企画グループ

TEL：029-215-8003 FAX：029-292-6748

E-MAIL：kikaku@town.ibaraki.lg.jp

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地

就業者移住支援金についての  
詳細はこちら👉



## 必要書類

- 茨城町就業者移住支援金交付申請書（様式第1号）
- 定住等誓約書及び個人情報取扱い同意書（様式第2号）
- 就業証明書（様式第3号）
- 採用通知等の写し（内定等の就業の見込みを有する者）
- 申請者の本人確認書類の写し
  - ※マイナンバーカード（表面）、運転免許証（両面）の写しなど
- アンケート
- その他、町長が必要と認める書類

## 申請から交付までの流れ

### 申請

申請期限：令和9年1月29日（金）  
上記の必要書類を申請期限までに提出してください。  
※申請後に審査を行うため、書類提出時点で補助が決定するものではありません。

### 審査

提出書類を確認し、補助金の交付の可否を審査します。

### 交付決定

交付が決定した場合、交付決定通知書と交付請求書を郵送します。  
（不交付の場合は不交付決定通知書を送付）

### 請求

下記の書類を提出し、補助金交付の請求をしてください。

- 茨城町就業者移住支援金交付請求書
- 通帳その他の振込先口座を確認することができる書類の写し

### 振込

指定された口座へ補助金を振り込みます。（請求から30日程度）